

# 防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、防府市における電子契約システムの導入及び運用管理業務について、企画提案方式により受託者を選定することを目的とするものであり、その選定に際し必要な事項を定めたものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

防府市電子契約システム導入及び運用管理業務

### (2) 業務内容

「防府市電子契約システム導入及び運用管理業務 調達仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

#### ・電子契約システムの導入

契約締結日から令和8年11月30日まで（令和8年12月1日からの稼働を予定）

#### ・電子契約システム運用管理業務

システム稼働開始日から5年間

### (4) 提案上限額

2,857,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 【内訳】

#### ・電子契約システム導入業務における上限額

990,000円

#### ・電子契約システム運用管理業務における上限額

1,867,800円（運用開始日から5年間での総額）

※提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、上記提案上限額を超えて提案することはできないものとし、上記提案上限額を超えて提案を行ったものは失格とする。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本公告日から当該契約が締結されるまでの間、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 令和8・9年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していること。

(2) 防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 国税及び防府市税の滞納がないこと。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/27001）及びクラウドセキュリティ認証（ISO/27017）の認証を取得していること。
- (10) 過去3年以内に、国又は地方公共団体が発注した電子契約を提供した実績があること。
- (11) プロポーザル参加者と資本的・人的関係がないこと。

#### 4 実施スケジュール

実施要領等の公表	令和8年6月17日（水）
質問提出期限	令和8年6月26日（金）
質問に対する回答期限	令和8年6月30日（火）
参加申込書提出期限	令和8年7月2日（木）
企画提案書の提出期限	令和8年7月17日（金）
プレゼンテーション	令和8年7月23日（木）
選定結果の通知	令和8年8月上旬
契約締結	令和8年8月中旬を予定

#### 5 参加資格申請 書類受付

本プロポーザルへの参加申込み方法は、次のとおりとする。

##### (1) 提出書類（各1部）

- ア 参加資格申請時提出書類一覧表
- イ 参加表明書兼誓約書【様式第1号】
- ウ 同種業務の受注実績調書【様式第3号】
- エ ISMAPクラウドサービスリストに掲載されていることが確認できる書類
- オ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/27001）及びクラウドセキュリティ認証（ISO/27017）の認証の写し
- カ 会社概要【任意様式】※最新のもの、パンフレット等も可。

##### (2) 提出部数

各1部

##### (3) 提出期限

令和8年7月2日（木）午後5時15分まで（必着）

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

(5) 提出先

防府市役所 契約課（本館7階）

6 質問及び回答

(1) 質問提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出書類

質問書【様式第2号】

(3) 提出方法

電子メール

※メール送信後は確認のために必ず電話連絡を行うこと。

※電話及び口頭による質問には回答しない。

(4) 提出先

防府市総務部契約課

メールアドレス：[nyuken@city.hofu.yamaguchi.jp](mailto:nyuken@city.hofu.yamaguchi.jp)

電話番号：0835-25-2177（直通）

(5) 回答方法

質問に関する回答は、令和8年6月30日（火）までに本市ホームページで公表する。

7 企画提案書等の提出

参加者は、以下の要領により提案書等の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時15分（必着）

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出先

〒747-8501

山口県防府市寿町7番1号

防府市総務部契約課

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

なお、下記提出書類の④企画提案書については、併せて文字列検索が可能なPDFデータを、契約課（nyuken@city.hofu.yamaguchi.jp）へ提出期限までにメール等で提出すること。  
※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とする。

#### (4) 提出書類

①企画提案書等提出書類一覧表 1部

②企画提案書等提出届【様式第4号】 1部

③企画提案書表紙【様式第5号】

④企画提案書【任意様式】 ※A4サイズ（縦）で統一すること。

※提案書のページ数は、表紙、目次、添付資料を含めて40ページ以内とする。

※「③表紙」「④企画提案書」「添付資料」の順に綴り、正本1部、副本10部とする。

※副本には社名を表記しないこと。

※本文の文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等に記載する文字は、  
10.5ポイント未満も可とする。

⑤見積書【様式第6号】 1部 ※提案に基づく見積書とすること。

⑥見積内訳書【任意様式】 1部

※導入業務に係る費用と運用管理業務に係る費用に分け、できるだけ項目を詳細に立て、消費税も明記すること。なお、見積項目については、システム運用に係る月額費用は、必ず記載すること。見積りは積み上げにより行い、値引き額等は記載しないこと。

⑦構築体系図【任意様式】 1部

⑧業務実施体制【様式第7号】 1部

#### (5) 企画提案書作成方法

本プロポーザルの「仕様書」及び「評価基準」を踏まえた内容とし、以下①～④についても記載をすること。

##### ① 業務全体に関すること

ア 基本的な取組方針及びコンセプト

イ サービスの概要

ウ 業務の実施体制及び実施スケジュール

##### ② 提案するシステムサービスに関すること

ア システム全般の説明

（システム権限の設定、アカウントに関する事項、業務実績及びソフト面での過去の対応状況を含める）

イ システムのセキュリティ対策

ウ ファイル容量の説明と保管

エ 保管された電子契約書等の検索・抽出項目等

オ 契約書以外の書類の添付方法

##### ③ サービスの導入及び運用管理支援に関すること

ア 運用ルール作成や説明会開催に対する支援内容及び支援体制

- イ 例規改正等に対する支援内容
- ウ 障害発生時や操作問合せに対する保守・サポート等
- エ 本契約終了後の保管された契約書等の取扱い
- オ 運用に伴い生じることが想定される課題とその対応方法
- カ 事業の成果（利用者満足度）を複数年にわたって調査したアンケートの実施方法

**④ その他（ある場合に記載）**

- ア 他者との差別化、優位性、導入実績、アピールポイント等
- イ 利用事業者に対する電子契約の利用促進につながる取組み
- ウ 本市が示した仕様のほか、業務で活用に係る提案

(6) 参加の辞退

参加表明書の提出後に辞退をする者は、参加辞退届【様式第8号】を提出すること。提出方法、提出先については、上記(1)(2)と同じとする。郵送で提出する場合は、電話で参加辞退届の到着を確認すること。

なお、参加を辞退したことにより、今後の本市の調達事業に不利益はないものとする

8 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

実施日時 令和8年7月23日（木）

時間・場所等については参加資格審査の結果と併せて通知する。

(2) 実施時間

60分以内（提案説明（デモンストレーションを含む）45分以内、質疑応答15分以内）とする。

(3) 出席者

5名以内

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。

イ 概要説明は企画提案書に基づいた内容とし、追加での説明や資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーション会場には、大型ディスプレイ（55型、HDMI入力可）のみ準備する。

9 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

事業実績、企画提案書、見積金額、プレゼンテーションにより提案内容を、別紙「評価基準」に基づき、選定委員が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

ただし、評価点数の合計の平均点が60%未満のものは失格とする。

評価点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、見積金額の配点が高い提案を優先交渉権者とする。

なお、評価点数の合計及び見積金額における点数が同一の場合には最も高い点数をつけた審査委員の数が多しものを候補者として選定する。

## (2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。

また、優先交渉権者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じないものとする。

## (3) その他

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本実施要領に示した提出に関する条件に適合しない場合

ウ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

## 10 契約手続

(1) 9で選定した優先交渉権者と防府市電子契約システム導入及び運用管理業務についての契約交渉を行い、交渉が成立した場合、契約を締結する。

(2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と優先交渉権者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更をすることがある。

(3) 優先交渉権者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

## 11 その他留意事項

(1) 提案者1者につき1提案とし、提出期限以後の書類の提出、差替え、記載内容の修正、変更及び追加は認めない。また、提出書類は返却しない。

(2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

(3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、防府市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

(5) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

## 12 問合せ先及び資料等の提出先

〒747-8501

山口県防府市寿町7番1号（防府市役所本館7階）

防府市総務部契約課

電話番号：0835-25-2177（直通）

電子メール：nyuken@city.hofu.yamaguchi.jp